

(株)トーマンパワー横須賀横須賀パワーステーション
建設事業に係る環境影響評価準備書に対する勧告について

平成15年 3月26日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、横須賀パワーステーション建設事業に係る環境影響評価準備書について、(株)トーマンパワー横須賀に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書提出	平成13年 1月11日
住民等意見の概要提出	平成13年 3月14日
知 事 意 見 提 出	平成13年 6月11日
通 商 産 業 大 臣 勧 告	平成13年 7月 9日
環境影響評価準備書提出	平成14年 7月 4日
住民等意見の概要提出	平成14年 9月26日
知 事 意 見 提 出	平成15年 1月15日
環 境 大 臣 意 見 提 出	平成14年 3月 11日

問合せ先：原子力安全・保安院 電力安全課 鈴木正幸、伊藤
電話03 - 3501 - 1742 (直通)
03 - 3501 - 1511 (代表)
4921 (内線)

【(株)トーマンパワー横須賀横須賀パワーステーション勧告内容】

1．工事用資材等の搬出入車両(以下「工事関係車両」という。)の運行、建設機械の稼働、資材等の搬出入に係る車両(以下「関係車両」という。)の運行に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の予測については、将来の環境濃度を示し、環境濃度に対する寄与率をもって、環境に対する影響の程度を評価すること。

施設の稼働における窒素酸化物の予測については、上空に逆転層がある場合の影響、建物の影響によるダウンドラフト、煙突自身の影響によるダウンウォッシュについて、起動時及び停止時を含め、より詳細に予測、評価を行なうこと。また、海岸部における内部境界層形成時のフュミゲーションについても予測、評価を行なうこと。これらの結果については評価書に記載すること。

2．設備の改良等による窒素酸化物排出濃度の低減対策の検討を行うとともに、設備の維持管理及び運転管理を徹底し、排出濃度をより一層低減するよう努めること。また、有効煙突高の増加についての検討を行い、着地濃度の低減に努めること。これらの検討結果については、評価書に記載すること。

3．評価書作成後も、技術開発の動向等を踏まえ、最新の技術を積極的に取り入れることを検討し、窒素酸化物排出濃度の低減に努めること。また、その旨を評価書に記載すること。

4．施設の稼働による冷却塔白煙については、評価結果をより具体的に記載するとともに、白煙抑制対策として採用することとしている乾湿併用型装置の効果を見込んだ場合の予測及び評価を行うこと。

また、冷却塔白煙による視程障害や景観上等の問題が生じないように、乾湿併用型装置の運転管理の徹底等により白煙の低減を図るとともに、白煙の高度が低くなる条件や白煙が長くなる条件下を含め、事後調査を行い、必要に応じて適切な低減化対策を講じること。また、冷却塔の冷却水の水処理方法について詳細に示すこと。これらの措置については、評価書に記載すること。

5．建設機械の稼働に伴う騒音については、環境監視として、敷地境界において工事の進捗状況に合わせて適宜測定を行うこと。

6．工事関係車両及び関係車両の運行に伴う振動の影響予測について、一般車両並びに工事関係車両及び関係車両の運行に伴う振動に対する工事関係車両及び関係車両の運

行に伴う振動の寄与率を示し、環境に対する影響の程度を評価すること。

また、環境監視として、工事関係車両の運行管理等実施状況を把握し、敷地境界において、工事の進捗状況に合わせて適宜、建設機械の稼動に伴う振動の測定を行うこと。

7．土地又は工作物の存在及び供用時における重要な動物種への影響予測については、鳥類に対する具体的な環境保全対策を示し、予測、評価するとともに、発電所周辺地域における動物の生息状況等を踏まえ、動物への影響を予測、評価すること。

8．環境影響評価準備書提出時と比べ護岸の状況が変化したことから、新たな護岸の改修工事の施工範囲、改修内容等を具体的に示した上で、新たな護岸の改修工事が海域に生息・生育する動植物への影響が増加するおそれがある場合には、予測及び評価を改めて実施し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

9．当該地域において、典型性の観点からの注目種としてトビを選定しているが、典型性注目種としてトビを選定した根拠を明確にするとともに、トビの餌資源等を踏まえた定量的な評価を検討すること。

また、既に行った現地調査結果を踏まえ、上位性及び典型性の観点からの注目種としてトビ以外の生物の検討を行うこと。

10．緑化計画については、緑地の一部に周辺の植生を考慮した植栽を行うこととしているが、樹種の選定について更に具体的に検討すること。その際、動物に対する環境保全対策も考慮した発電所構内の緑化計画について検討すること。

また、主要な眺望景観の保全に支障を及ぼさないよう、施設周辺の緑化計画について更に具体的な検討を行うこと。

11．工事関係車両及び関係車両の運行に伴う人と自然との触れあいの活動の場への影響予測については、一日あたりの工事関係車両交通量及び関係車両交通量をそれぞれ一般交通量の一時間値に混入して影響予測を行っていることから、より正確な予測、評価を行うこと。

12．環境監視結果については、地域の住民に対する情報提供が重要であることから、監視結果を含む発電所の運転情報について、地方公共団体等関係機関と協力し、住民への情報提供を適切に行うこと。また、その旨を評価書に記載すること。

13．準備書においては、予測の前提が不明であるもの、環境基準との整合性の観点からの定量的な予測、評価が行われていないもの、環境保全措置による効果の評価が十分でないもの等について、適切な予測、評価を行うこと。

また、環境基準等の定められている環境要素については、回避、低減に関する評価と、環境基準等との整合性の検討に関する評価を区別して行うこと。

これらの検討結果については評価書に記載すること。